

## 議案第68号

つくば市行政手続条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年11月26日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市行政手続条例の一部を改正する条例

つくば市行政手続条例（平成9年つくば市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したも

のの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の第15条第3項（第22条第3項（第25条において準用する場合を含む。）及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

##### (提案理由)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の改正に伴い、当該改正に準拠した内容に改めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市行政手続条例（平成9年つくば市条例第51号）新旧対照表

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条—第14条（略）</p> <p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1）—（4）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u></p> <hr/> <p>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>（代理人）</p> | <p>第1条—第14条（略）</p> <p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1）—（4）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>（代理人）</p> |

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2—4 （略）

第17条—第21条 （略）

（続行期日の指定）

第22条 （略）

2 （略）

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「\_\_\_\_\_とき」とあるのは「\_\_\_\_\_とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

第23条—第28条 （略）

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

第30条 （以下略）

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2—4 （略）

第17条—第21条 （略）

（続行期日の指定）

第22条 （略）

2 （略）

3 第15条第3項\_\_\_\_\_の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項\_\_\_\_\_中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、\_\_\_\_\_「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた\_\_\_\_\_日の翌日）」と読み替えるものとする。

第23条—第28条 （略）

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び\_\_\_\_\_第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号\_\_\_\_\_及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第30条 （以下略）

## 議案第 68 号

# つくば市行政手続条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市総務部総務課

### ○ 制定・改廃の経緯及び内容

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、行政手続法の一部が改正されることとなった。

この改正に準拠した内容に改めるために、つくば市行政手続条例の一部改正を行うものである。

### ○ 他自治体の状況等

他自治体においても同様の改正を予定している。

### ○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

### ○ 根拠法令及び関係法令等

- ・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）第44条
- ・行政手続法（平成5年法第88号）第15条第3項、同条第4項、第22条第3項

### ○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、現地に行かなくてもパソコン画面で確認ができるようにし、また、利用者の利便性、デジタルデバイドへの配慮の観点から、現地での掲示も維持していく。